

只木ゼミ前期第3問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

1. Xは焼身自殺について念入りに計画しており、ガソリンを撒いた後は火を放つ行為に及ぶ可能性が極めて高いといえるが、既遂の現実的・客観的危険が認められないとしている(弁護レジュメ3頁11行目)のはなぜか。
2. 「結果を故意に帰責できるか」(弁護レジュメ2頁22行目)という判断基準は何を根拠として導き出されたのか。
3. 「相当性」(弁護レジュメ2頁26行目)とはなにか。また、相当性の範囲内で符合しているか否かはどのように判定するのか。
4. 弁護側の見解に立ったとしても、Yの行為につき殺人未遂罪が成立するように思われるが、過失致死罪が成立する(弁護レジュメ5頁2行目)にとどまるのはなぜか。